

# 「住宅改修事業の適正化に関する条例」の概要について

## 1. 条例制定の目的

詐欺まがいの手法による悪質な住宅改修による被害が発生している状況にかんがみ、住宅改修業を営む者を登録し、住宅改修工事の請負の実績その他の情報を県民に公開することにより、県民が安心して住宅改修業者を選択することができる環境を整備するとともに、住宅改修業者の資質の向上を図り、もって住宅改修事業の適正化を促進することを目的とする。

## 2. 制度の概要

### (1) 業者の登録及び情報公開

住宅改修業を営む業者を登録し、その業者の代表者の氏名、営業所の所在地等のほか、営業する住宅改修業の種別、工事の請負実績その他の情報を県民に公開することにより、県民が安心して住宅改修業者を選択できる環境を整備する。

### (2) 登録業者の要件

登録業者には、契約主任者及び技術主任者の選任を求めるとともに、倫理規程の遵守、知事が定める契約に関する指針に基づく契約の義務化及び研修参加による自己研鑽を求める。

### (3) 登録業者への指導等

県は、虚偽の登録申請及び遵守事項に違反するなど不誠実な行為を行った又は行う恐れのある登録業者について、その状況に鑑み、勧告、登録の取消し処分を行うとともに、登録を取り消した場合は業者名を公表する。

## 3. 条例の骨子案

### (1) 目的

1. のとおり目的を定める。

### (2) 登録

次の条件に該当する住宅改修業者は、知事の登録を受けることができる。

- ① 営業所ごとに、契約主任者及び技術主任者を選任していること
- ② 倫理規程の遵守、知事が定める契約に関する指針による契約書の作成及び研修参加による自己研鑽に努める旨の誓約をすること

### (3) 登録の拒否

登録を受けようとする者が、建設業法による営業停止処分を命ぜられその処分期間が経過していない場合など、住宅改修業を誠実に行わない恐れがある場合、登録を拒否しなければならない。

### (4) 登録内容の公開

知事は、登録業者の代表者の氏名、営業所の所在地等のほか、営業する住宅改修業の種別、工事の請負実績その他の情報等、県民が住宅改修業者を選択するうえで必要な事項についてインターネット等により公開する。

### (5) 契約主任者の選任

登録業者は、その営業所ごとに、契約業務の実務経験者から契約主任者を選任し、建設業法及び住宅改修工事に係る契約に関する法令又は条例の遵守、契約者からの苦情への対応等に関する業務を行わせなければならない。

(6) 技術主任者の選任

登録業者は、その営業所ごとに、次のうちから技術主任者を選任し、住宅改修工事の適正な施工等に関する業務を行わせなければならない。

- ① 一級建築士、二級建築士、木造建築士
- ② 住宅改修に関する一定の実務経験者で知事が定める講習を修了した者 等

(7) 登録業者の遵守事項

登録業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 苦情に対する誠実な対応などの倫理規程の遵守
- ② 知事が定める契約に関する指針に基づく書面による契約書の作成
- ③ 住宅改修業の業務の適正化に資するものとして知事が指定する研修の受講

(8) 定期報告

登録業者は、事業年度ごとに、住宅改修工事の請負実績、研修の受講状況、従業員数及び技術者の状況等を知事に報告しなければならない。

(9) 勧告

知事は、登録業者の遵守事項の規定に違反した者等に対して、必要な措置を構ずるよう勧告することができる。

(10) 登録の取消し等

知事は、登録業者が、不正の手段で登録を受けたことが判明した場合、建設業法の規定による営業の停止処分等を受けた場合及び勧告に従わない場合などは、登録を取消し、業者名を公表することができる。

(11) 報告徴収、立入検査

知事は、必要な限度において、業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査若しくは質問させることができる。

4. 登録制度のイメージ

